紀宝町公告第１４号

# 紀 宝 町 職 員 募 集 要 項

## １．職種及び採用予定人員

事務職（一般）・・・　２名程度

## ２．採用予定年月日

令和７年４月１日

## ３．受験資格

（１）平成２年４月２日以降に生まれた方
（２）令和６年１１月１日現在において、受験者本人、または父母のいずれかが紀宝町に住所（住民登録）を有する方で、採用後、紀宝町に居住できる方
（３）学校教育法に定める大学、短期大学（高等専門学校を含む）、高等学校を卒業した方、または令和７年３月３１日までに卒業見込みの方
（４）地方公務員法１６条の欠格条項に該当しない方

## ４．受験手続

（１）提出書類

**①申込書兼履歴書**（紀宝町交付のもの）・・・１通

**②写真２枚**（縦４㎝×横３㎝のサイズで、３か月以内に撮影した無帽上半身のもの）

※１枚は、①の申込書兼履歴書に貼付して提出してください
１枚は裏に氏名を記入し、貼らずに提出。

**③住所が確認できる書類**

本人が紀宝町に住所を有する場合・・・本人の住民票１通
本人が紀宝町に住所を有さず、父母のいずれかが紀宝町に住所を有する場合は父母のいずれかの住民票１通及び父母との親子関係が確認できる戸籍謄本１通

**④最終学校の卒業証明書、または卒業見込み証明書**・・・１通

**⑤最終学校の学業成績証明書**・・・１通　※学校での保存期間が過ぎている等の理由により発行できない場合は、発行できないことを証明してもらってください。

（２）受付期間

**令和６年１２月２日（月）から令和７年１月１４日（火）まで**

（平日の午前８時３０分から午後５時１５分まで。祝日及び１２月３０日から１月３日を除く。郵送の場合は書留とし、１月１４日（火）午後５時１５分までに配達（必着）されたものを受け付けます。）

（３）受付場所（下記以外の場所では受け付けできません）

〒519-5701　紀宝町鵜殿 324 番地　　紀宝町役場総務課　　電話 0735-33-0333

## ５．試験内容

【第１次試験（択一式）】

| 科　目 | 内　容 | 出題数 | 解答時間 |
|---|---|---|---|
| 教　養 | 時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題<br>文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題 | ４０題 | １２０分 |
| 職場適応性検査 | 公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみる | １５０題 | ２０分 |

【第２次試験】　作文試験及び面接試験（集団討議を行う場合があります）
※第２次試験は、第１次試験合格者のみです。

## ６．試験の日時及び会場（※募集締め切り後、速やかに実施通知・受験票を送付します。）

| 区　分 | 日　時 | 会　場 |
|---|---|---|
| 第１次試験 | **令和７年１月２６日（日）**<br>試験：午前９時開始<br>受付：午前８時３０分～８時４５分 | 紀宝町役場内会議室<br>（紀宝町鵜殿 324 番地） |
| 第２次試験 | **令和７年２月２３日（日）予定**<br>試験：午前９時開始<br>受付：午前８時３０分～８時４５分 | |

## ７．合否決定

第１次試験結果・第２次試験結果とも、合否判定ができ次第、速やかに受験者全員に郵送で通知します。

## ８．試験成績の提供

希望者には、試験成績を提供します。（受験票を持参し、本人が来庁してください）

① 請求できる人・・・受験者本人
② 提供内容・・・・・本人の各試験結果
③ 提供期間・・・・・発表から１か月間

## ９．給与及び服務

① 給与・・・本町の職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給料及び通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当を支給（令和６年１１月現在、事務職職員の初任給は、大学卒で196,200円、短大卒で179,100円、高校卒で166,600円です。）
② 昇　　給・・・原則として、１年に１回
③ 勤務時間・・・午前８時３０分から午後５時１５分まで
（ただし、勤務箇所によっては異なることがあります。）
④ 休　　日・・・土曜日、日曜日、祝日、年末年始
（ただし､勤務箇所によっては変則的な勤務形態となることがあります。）
⑤ 有給休暇・・・年次休暇は１年につき２０日（採用年は１５日）、このほか特別休暇等があります。

## 10. その他

① 採用予定人数は変更になる場合があります。
② 試験の成績によっては、採用者がいない場合があります。
③ 受験資格がないこと、または申込書類の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格や採用が取り消しになります。

※ **<u>地方公務員法第16条の欠格条項とは</u>**

次のいずれかに該当する場合は、地方公共団体の職員となることはできません。

○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
○ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
○ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって地方公務員法第５章に規定する罪を犯し、刑に処せられた者
○ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者